

平成30年度 第1回「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」会議録

日時：平成30年5月28日（月）午後2時～3時30分

場所：市役所3階 庁議室

出席者：

中島芳昭、松本城洲夫、辰巳真司、伊東寛光、浮穴正博、木下佳信、道簾洋子、山口純弘、
田村賢一、大山口公治、渡邊ヒロミ、田畑耕作、鶴岡弘美、金和子
(欠席委員) 西野哉行

(事務局)

嘉田（市民人権部部長）、山本（人権政策課長）、笹野（人権政策課課長代理兼人権政策係長）、
古門（人権政策係）
オブザーバー 平岡直子（株式会社オフィス・オルタナティブ）

会議次第：

「第2次富田林市人権行政推進基本計画」の策定について（諮問）

議事案件

1. 【富田林市人権行政推進基本計画】（平成29～30年度実施計画）に基づく「平成29年度実施報告」と「平成30年度実施事業」について
2. 【富田林市人権行政推進基本計画】の総括（案）について
3. 「第2次富田林市人権行政推進基本計画」骨子案について

◎開会

事務局：ただ今より、平成30年度 第1回「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。委員のみなさまには、昨年度末に引き続きまして、大変お忙しいところ、本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の審議会でございますが、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、今回より、委員の交代がありましたので、ご紹介をさせていただきます。「富田林市町総代会」より、西尾委員に代わりまして、西野委員が新たに委員となりました。なお、西野委員につきましては、本日ご欠席のご連絡をいただいております。また、前回より、富田林市老人クラブ連合会より、渡邊ヒロミ様が委員となっております。今後ともよろしく願います。

次に、本審議会では、「会議の公開に関する指針」に基づきまして、傍聴希望者がおられる場合は、傍聴を認めておりますが、現在のところ傍聴される方はおられません。

また、会議録の作成にあたりまして、録音を取らせていただきます。議事録につきましては、個人名を表記して公開することとなっておりますので、併せてご了解のほど、よろしく願います。

今年度の本審議会につきましては、前回の審議会でもご説明させていただきましたように、「富田林市人権行政推進基本計画」が今年度（平成30年度）で終了となります。しかしながら、近年の人権をめぐる社会情勢が変化する中、引き続き、人権施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要でありますことから、今年度は、次期基本計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次期基本計画の策定にあたりましては、審議会規則第2条に基づきまして、本審議会から答申を賜りたいと考えておりますので、これより、多田市長より本審議会に対しまして、諮問をさせていただきたいと思っております。中島会長、前の方へお願いいたします。

◎諮問

（市長退席）

◎事務局紹介

事務局：また、今回より、次期基本計画の策定業務にご協力をいただきます、「株式会社オフィス・オルタナティブ」の平岡さんにもご出席をいただいております。以後、オブザーバーとして審議会に同席していただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議事

事務局：それでは、これより議事、進行に移らせていただきたいと思います。中島会長、よろしくをお願いいたします。

中島会長：みなさんこんにちは。引き続き会長を務めさせていただきます中島でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、市長から諮問がありましたように、今年度の審議会は、次期基本計画の策定に向けた審議が中心となります。最終、答申という形で計画を取りまとめていきたいと考えておりますので、今年一年間どうぞよろしくお願いいたします。

本日の案件としましては、①富田林市人権行政推進基本計画の「平成29～30年度実施計画」に基づいた平成29年度事業の実績報告と30年度事業の報告、②【富田林市人権行政推進基本計画】の総括（案）について、③「第2次富田林市人権行政推進基本計画」骨子（案）についてでございます。本日も、限られた時間ではございますが、委員のみなさまからご忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員のみなさまには、事前に資料をお送りさせていただきましたが、本日お持ちいただいておりますでしょうか。

それでは、最初の案件であります、①富田林市人権行政推進基本計画の「平成29～30年度実施計画」に基づいた各事業について、事務局からご報告をお願いいたします。

事務局：それでは、①富田林市人権行政推進基本計画の「平成29～30年度実施計画」に係る「平成29年度の事業報告」と「平成30年度の実施事業」につきましてご報告をさせ

ていただきます。

資料としましては、青色冊子の「平成29年度実施報告」と、ピンク色冊子の「平成30年度実施事業」になります。なお、今回、初めてご出席の委員さんもおられますので、簡単にご説明をさせていただきながらご報告させていただきます。まず、平成21年3月に、本市における今後の人権施策への取り組みや方向性を示し、同和問題や子ども、女性、障がい者、高齢者など、さまざまな人権課題の解決に向けた取り組みはもちろん、自治体行政は人権行政であるという認識をいかに全庁的に広めていくかということを中心に大きな柱の一つとした「富田林市人権行政推進基本計画」を策定いたしました。この基本計画の内容を具体的に組み立てていくために、基本計画の中で掲げております課題を別途抽出しまして、これを「実施計画」として位置づけて、これに基づいて各課が事業を行っていくということになっております。各課がどのような事業を実施しているのかということにつきましては、毎年調査を行い、青色冊子の「平成29年度実施報告」とピンク色冊子の「平成30年度実施事業」において集約を行いました。また、各冊子の章末に、「気づき・今後の取り組みチェックシート」として、人権行政という認識が庁内でどの程度広がったのかをひとつの指標を用いて表しております。

なお、本冊子におきましては、集約期間の関係上、各課への照会を行い、回答があったものを記載しているだけのものであり、回答に対しての校正等を行うことができませんでしたので、最終の完成品ではないため、表紙に（案）とさせていただいております。まず、青色の冊子「平成29年度実施報告」に関しましては、前回3月の審議会にてご報告いたしました、平成29年度に各課が実施した事業に対しての実績や10段階での評価・その評価に至る視点、今後のあり方について各課より報告をいただき、まとめたものであります。続きまして、ピンク色の冊子「平成30年度実施事業」が、各人権課題項目に対して、今年度に各課で行う予定、または行っている事業の一覧を表しております。

昨年平成29年度（青色冊子）に実施した事業と比較しますと、基本的にはほぼ同様の事業になりますが、8ページの「女性をめぐる取り組み」3-③では、人事課が育児休業者がスムーズに職場復帰できる目的で実施する「仕事と家庭の両立ができる職場環境づくり」事業や、18ページの「高齢者をめぐる取り組み」5-③において総合事務室が「指定施設での不在者投票」事業が増加しております。

次に各課が各人権課題項目に対する事業項目・認識浸透度を表す「気づきチェックシート」でございます。

ピンク色冊子の39ページ以降「気づきチェックシート」の1ページ目をご覧ください。このシートは各所属課がそれぞれの人権課題に対して、実施している事業がある場合は●で表し、事業はないが人権課題を認識している場合は○で表示しており、各課の人権課題に関する浸透度を表すシートとなっております。また、網掛けの部分が平成29年度から30年度にかけて増減等の変化が生じた部分となります。全体としまして、昨年度との比較では、●が1箇所、○が25箇所の増となっております。

まず、取り組み事業があった●ですが、先ほどの事業の増減でもご説明させていただきました総合事務室におきまして、高齢者に対する「指定施設の不在者投票」の事業増に伴

い、「高齢者をめぐる取組み」に対して●がついております。

次に具体的な事業はないが、認識がある場合の○につきましては、25箇所の増となっております。

前回の審議会で委員のみなさまよりご指摘いただきました、市の中心を担う政策推進課、都市魅力創生課において○がないことに対しまして、審議会後、担当課に働きかけ・説明を行い、市全般の施策を進めていく、先進的・全体的な施策展開を行っていく部署であることから、○の認識について理解し、つけていただいたところです。

また、財政課に関しましても取組み事業自体はありませんが、予算配分や査定等において、各人権課題を認識して行っているという視点より○をつけていただいたところでございます。

この表の結果から、22年度より導入したチェックシートですが、導入当初より委員のみなさまからのご指摘や人権政策課からアプローチを行いながら、徐々にではありますが浸透してきており、30年度において全体のチェック項目数の割合から見まして、3割のチェックが入っており、まだまだ低い浸透度ではありますが、少しずつ意識の向上が見られるのではないかと思います。

今後も、人権政策課から継続的なアプローチを行いながらも、各課が自発的に人権課題に対する事業やチェックシートに●○のチェックを意識していただけるよう、職員研修などの啓発活動を通じて、職員の意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でご説明とさせていただきます。

中島会長：ありがとうございました。これは、例年、ご報告いただいているものですが、各課の認識チェックシートについては、前回の審議会でもご指摘がありましたので、今回も事務局より各課に対して、認識を深めてもらえるよう要請を行ったということで、いくつかの課で認識が増えております。この点に関しましては、以前からの継続した課題になっておりますし、各委員からもいろいろとご指摘をいただいておりますので、引き続き、事務局には、各課に働きかけていっていただくということでよろしいでしょうか。

そして、各事業についても、昨年度からの引き続きになりますので、該当する課題の解決に向けて、今後も各事業に取り組んでいただくということでよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの事務局のご説明に関しまして、ご意見・ご提案等がございましたらよろしく願いいたします。

特に今のところないようでしたら、後ほど別の項目の説明もありますので、その際にご提案いただいても結構です。

それでは、次の案件です。「富田林市人権行政推進基本計画」の総括（案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：それでは、ご説明をさせていただきます。先ほど、市長から諮問がありましたように、現基本計画が今年度で終了となりまして、今年度は、次期基本計画の策定に向けた作業となります。次期基本計画については、近年の人権に関する社会潮流などを踏まえた、新たな課題に対応できる計画とすることが必要となってきますが、その前に、現在の基本

計画がこの10年間でどれほど達成できたのか検証を行うことが重要ですので、今回、現基本計画の総括を行いました。

「総括」の手順としましては、現基本計画の各章立てに基づいて、その主旨を述べたうえで、昨年度に実施しました「人権に関する市民意識調査」の結果や、各課による取り組み状況の評価を参考に検証を行いました。また、それを踏まえて今後の方向性についても示しております。

なお、本日、当日資料としてお配りさせていただきました、参考資料1と2は、総括にあたって参考としたもので、「気づきチェックシート」の経年比較と、各課による事業の評価になります。

それでは、総括の中身について、各項目ごとにご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目の【Ⅰ 総括にあたって】ですが、ここでは、総括を行う意義について述べております。近年、人権課題をめぐる社会情勢が大きく変化していること。また、現基本計画が平成30年度をもって終了となることから、現基本計画の取り組み状況や残された課題、また今後の方向性について検証を行い、それらを次期基本計画に生かすことで、今後とも本市における人権施策を総合的かつ計画的に推進していくとしております。

次に、【Ⅱ 基本計画の総括】ですが、ここから、基本計画で掲載されている項目ごとに総括を行っております。

まず、【1. 基本計画の策定方針について】ですが、現基本計画の基本方針は、「自治体行政は人権行政である」など「3つの視点」をもとに、人権行政を市民とともに推進していくとしています。しかしながら、先ほどの事業報告でもありましたように、人権行政推進のための「気づきチェックシート」からは、自治体行政は人権行政であるという認識が十分に浸透したとはいえない状況にあります。人権行政の推進は、自治体にとって基本的な認識であることから、今後とも、現基本計画で示しております「3つの視点」に立ち、人権行政に対する認識をより高め、行政全体として推進していく必要があると思われる。

次に、2ページ目、その【2. 人権行政の推進について】ですが、まず、【(1) 人権行政の基本的なあり方】としては、自治体行政は市民的権利と市民的自由を確立・保障することを目的として成り立っているという認識を持つということですが、このような人権行政の意義、目的が、行政内部に十分浸透できておりませんでした。その原因としては、職員に対する人権教育・啓発の取り組みや人権教育・啓発推進員制度が十分機能しなかったために、庁内で「人権」の概念について共通認識が十分持てなかったこと。そして、「子ども」「女性」「障がい者」など個別の人権課題のみを「人権行政」と捉える見方から脱却できなかったことが考えられます。

人権行政を推進していくには、その意義や目的を十分に認識することが大きな前提となることから、人権行政の基本的なあり方として、自治体行政はすべての人の基本的人権を確立・保障していくという自治体の存在意義について、今後とも、より一層深めていくことが重要であると思われる。

次に、人権行政の【(2) 総合的かつ効果的な推進体制】についてですが、推進体制の整

備・強化として、庁内で総合調整できるセクションの重要性を指摘しておりましたが、これに関する取組みとしては、例えば、「子どもの貧困」など新たな人権課題が生じた際には、人権政策部門と政策推進部門が連携し、施策の推進体制について調整を図ってまいりました。

また、庁内の既存組織である「富田林市人権啓発推進会議」を改組して「富田林市人権行政推進会議」を新たに立ち上げました。さらに、すべての部署に「人権教育・啓発推進員」を配置し、さらに、庁内の各種委員会や会議のあり方についても、市政への市民参加の促進や、女性の活躍支援など人権の視点に立った検証や見直し行ってまいりました。

しかし、以前の審議会でもご指摘いただきましたように、「富田林市人権行政推進会議」のさらなる活性化として、推進員との連携をはじめ、推進員制度についても十分に機能させていくことが今後の課題としてあげられます。また、相談システムの強化につきましては、概ね達成できたものの、昨年実施した「人権に関する市民意識調査」によると、人権相談窓口の拡充が求められていることから、引き続き、充実等に取り組んでいく必要があると思われまます。

次に、【②住民自治にもとづく新たな連携の構築】ですが、自治体行政の本旨は「住民自治」の発展でもあります。この「住民自治」の観点から、さまざまな事業において市政への市民参加を進め、また人権問題などに取り組んでいる市民の自主的な活動に対しても、「とんだばやし人権フェア」などのイベントへの参画や、女性交流室や「市民公益活動支援センター」などを通じて、その育成や団体間のネットワーク化など、支援に取り組んでまいりました。また、事業の実施においても、行政と市民団体が協働して、それぞれの特性を生かした役割分担をすることで、対等なパートナーシップの構築にも努めてまいりました。「住民自治」の発展に対する自治体の責務を考えると、今後とも、「住民自治」にもとづくまちづくりを市民と協働で推進していくため、市民の自主的な活動にリンクしていくことが必要であると思われまます。

次に、【(3)行政に従事する者に対する研修】についてですが、人権行政の推進には、「自治体職員の役割」が最も重要です。このことから、すべての部署に推進員を配置することで人権行政の担当者の育成を図り、その推進員が日常の業務に即した人権研修を各職場で実施するよう体系化を図りました。

この推進員に対しては、日頃から人権認識を培うための自己研鑽を図るため、(一財)大阪府人権協会や(社)部落解放・人権研究所など関係機関が実施する講座や研究集会等へ参加を促すとともに、部落解放人権大学講座については、毎年、各部の輪番により職員を派遣してまいりました。これらの取組みについては、人事部門との密な連携のもと計画的に行っています。一方、教職員については、さまざまな人権課題についての研修を実施してきましたが、学校が人権学習の場であり、かつ子どもの人権を確立していく立場から、教職員自身についても人権の概念について認識を深めることが必要です。

次の【(4)国・府との連携】については、これまで、人権擁護委員による小学校を中心とした「人権教室」の実施や、近隣自治体とも連携した「人権の花運動」をはじめ、国や府、他の自治体と連携・協力して事業を実施してきましたが、これらの成果は今後の

人権教育・啓発に大きく寄与するものですので、引き続き、国・府と連携して人権行政を積極的に取組んでいきたいと思っております。

次に、5 ページ目、【3. 人権教育・啓発の推進について】ですが、まず、【(1) 基本的なあり方】としては、憲法で規定する基本的人権の考え方や市民的権利と市民的自由について自己認識を深め、権利の主体としてエンパワーすることをめざすとしています。しかし、昨年実施した「人権に関する市民意識調査」では、「人権」という言葉から連想する言葉として「差別」と回答した人が4割、また、人権について「あまり意識したことがない」人が4割弱、さらに、憲法で保障されているさまざまな権利や自由の意味を知らない人が1～3割ありました。また、人権侵害事象を経験しても約6割弱の人が抗議や反論もせず我慢しているという状況や、それらを見聞きしても「何もしなかった」人が4割いることから、自分自身が権利の主体として十分認識できていないのではないかと考えられます。

また、人権教育・啓発では、あらゆる年齢や職業の市民を対象に、さまざまな機会を通じて行い、また、より多くの市民が参加しやすいよう、また市民が自主的に参加するよう動機づけを行ってきました。教育施設においては、地域や家庭と連携して、自立心や豊かな社会性を持ち、相手を尊重する気持ちを持って行動できる力を育む人権教育に取り組むということ、さまざまな事業において実践してまいりました。しかし、現状としては、市民が、自分自身が権利の主体として十分認識できていないということが見受けられることから、今後とも、市民が権利の主体としてエンパワーするといった人権教育・啓発の基本的なあり方を目標として取組んでいくことが重要です。

次に、【(2) 新たな展開について】ですが、今後の人権教育・啓発の展開としては、行政側からの一方的な働きかけではなく、権利の主体として市民側からの自主的な取組みとして行うことが大切であり、行政として、市民自身による人権教育・啓発活動の創造の場を提供することが使命であるとしています。

このことから、【①市民が主体となった人権教育・啓発活動】の場の提供として、「教育コミュニティ推進事業」や「高齢者見守り事業」などの事業を実施してまいりました。また、「富田林市人権協議会」や「富田林市企業人権協議会」「(一社) 富田林市人権教育・啓発推進センター」「(特活) とんだばやし国際交流協会」など、市民が主体となった人権教育・啓発活動に対しても支援を行ってまいりました。

このような、NPO法人や企業、地域に根ざした活動をしている市民団体などは、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されることから、今後とも、行政として支援していくことが必要であると思われまます。

次に、【②取組みの方法】としては、多様なテーマ設定と多角的な手法によって取組んでいくことが必要であることから、各種イベントや研修会、セミナーだけでなく、各種事業において、対象者に応じて実施方法や内容を工夫するなど、多角的な手法で実施してまいりました。市民意識調査では、性別や年齢によって人権問題に対する考え方に差がみられることから、今後とも、創意工夫しながら実施していくことが必要です。

また、人権教育・啓発は、市民的権利と市民的自由の主体として自覚するといったアプローチに加え、具体的な人権課題における社会の差別的な価値観の克服といった社会的

なアプローチとがあり、この両者があいまって人権についての認識が深まっていくことから、一方だけの取組みではなく、二つのアプローチから取組んでいくことが重要です。次に、7ページ、ここから具体的人権課題についての総括になります。

まず、【(1) 同和問題をめぐる取組み】については、現計画では、同和地区に対して忌避意識が見られ、また、厳しい生活実態や就労の問題、生活格差の拡大など、多くの課題が残されているとして、以下の取組みを行ってきました。

主な事業としては、同和行政協議会からの意見具申の中で示された、人権施策を推進するための協力機関として「富田林市人権協議会」の活動に対する支援と連携、また相談事業や交流事業などにより、各取組みは概ね達成できたと考えられます。

しかし、「同和行政推進プラン」の検討や、市民意識調査によると、住宅を選ぶ際の同和地区に対する忌避意識や、同和問題について若年層の認知度が低いなど、今後の課題も明らかになりました。今後は、「部落差別解消法」の主旨に基づき、同和問題に対する正しい認識と理解を深める取組みや、認知度の底上げを図る必要があると思われま

す。次に、【(2) 子どもをめぐる取組み】ですが、子どもたちを取り巻く環境は厳しく、児童虐待やいじめなどの子どもの権利侵害が大きな問題となっていることから、以下の取組みを行ってまいりました。各取組みについては、さまざまな事業により、ある程度達成できたと考えられます。しかし、市民意識調査によると、若年層で「子ども」に関する人権侵害を見聞きした割合が高く、また、急いで対応すべき人権課題として「子どもの人権問題」をあげる人がもっとも多くみられ、社会的にも子どもの貧困問題が注目されるなど、子どもに関する取組みは喫緊の課題となっております。今後とも、子どものいじめや虐待防止に向けた取組みや、子どもの貧困問題については、教育、福祉などさまざまな分野からのアプローチにより総合的に取組んでいく必要があります。

次に、【(3) 女性をめぐる取組み】ですが、女性に関する問題については、従来の固定的な性別役割分業意識が依然として根強く残っています。また、DVやセクシュアル・ハラスメントなどが社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあります。このことから、以下の取組みを行ってまいりました。

各取組みについては、概ね達成できたと考えられますが、市民意識調査では、「セクハラ・パワハラ」に関する人権侵害を見聞きした割合が高くなっており課題もみられます。

本市では、平成23年に「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」を施行し、平成29年には、「第3次富田林市男女共同参画計画（ウィズプラン）」を策定しました。今後は、同基本計画に基づき、すべての男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現していきたいと考えております。

次に、【(4) 障がい者をめぐる取組み】についてですが、障がい者の問題に関しては、福祉施設などの設置における地域住民との摩擦や、就職における差別など、障がい者に対する市民の理解や認識はいまだ十分でなく、自立と社会参加が阻まれており、共生社会が実現されているとはいえない状態があることから、以下の取組みを行ってまいりました。これらの課題については、各種事業や制度によってある程度達成できたと考えられます。しかし、市民意識調査によると、最近5年間で見聞きした人権侵害事象として、「セクハラ・パワハラ」「子ども」に次いで「障がい者」の問題が3番目に多くなっています。ま

た、その内容は「不平等、不利益な扱い」が25.0%で、見聞きした場所として「職場」が33.3%となっています。今後は、「障害者差別解消法」に基づき、合理的配慮の提供と不当な差別的取扱いの禁止など、障がい者の権利が保障され、地域で安心して暮らせるよう、さらなる取組みが必要です。

次に【(5) 高齢者をめぐる取組み】ですが、高齢者の人権に関わる問題として、身体的・精神的な虐待や、財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されています。高齢者がその経験と能力を生かし、さまざまな社会的活動に積極的に参加できるような条件整備が必要であるということで、以下の取組みを行ってきました。

高齢者をめぐる取組みについては、さまざまな事業により、概ね達成できたと考えられます。市民意識調査では、高齢者の人権問題に対する認知度は高く、今後急いで対応すべき人権課題についても、「子どもの人権問題」に次いで多くなっており、特に年齢が高いほど早急に対応すべきと考えています。高齢者の人権問題に対する意識については、年齢によって考え方に差があることから、今後とも高齢者が地域で安心して暮らせるための取組みが必要であると思っています。

次に、【(6) 外国人市民をめぐる取組み】ですが、日本に生活する外国人や外国にルーツを持つ人たちは年々増加しており、教育や就労、文化の問題など、外国人市民との共生に向けた相互理解が課題となっています。本市では、中心的な役割を果たす事務局機能を充実するとともに、「多文化共生推進指針」を作成し、外国人市民の声を市政に反映させるためのしくみづくりを検討するとしてきました。

このような中で、外国人市民をめぐる各取組みについては概ね達成できたと考えられますが、外国人市民の声を市政に反映させるためのしくみづくりについては今後の課題となっています。また、市民意識調査では、住宅を選ぶ際の立地条件として、外国人籍住民に対する忌避意識がみられ、社会においても、在日韓国・朝鮮人の人に対するヘイトスピーチが大きな問題となっています。今後とも外国人市民が地域社会で安心して住み続けられるよう努めるとともに、外国人市民がまちづくりに参加できる多文化共生社会をめざしていく必要があります。

次に、【(7) インターネットによる人権侵害をめぐる取組み】ですが、インターネットは、発信者の匿名性や情報発信が容易にできるといった面があることから、他人への誹謗・中傷や差別を助長する表現など、人権にかかわる問題が発生しています。

国では、インターネット利用者やプロバイダーなどに対する啓発活動や削除要請などを行っています。本市においても、以下の取組みを行ってきました。

市民意識調査では、急いで対応すべき人権課題として、「インターネットによる人権侵害」をあげる人が多く、また、人権侵害事象を見聞きした場所として「インターネット」が17.4%と3番目になっています。近年には、差別を助長するような書き込みやプライバシーの侵害などが発生していることから、国の人権擁護機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。

次に、【(8) さまざまな人権をめぐる取組み】について。まず、【①H I V感染者・ハンセン病患者をめぐる取組み】については、正しい知識や理解不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、社会生活のさまざまな場面で人権問題となっています。このこ

とから、正しい知識の普及や偏見、差別意識の解消に向けた啓発、関係機関と連携協力など、以下の取組みを行ってまいりました。しかし、市民意識調査によると、H I V感染者やハンセン病回復者を避けるといったことがみられ、社会においても、ハンセン病回復者に対する宿泊拒否などまだまだ偏見や差別が残っています。引き続き、正しい知識の普及と、偏見や差別意識の解消に向けた取組みを行う必要があります。特に、ハンセン病回復者につきましては、社会復帰や医療など、地域で安心して暮らせるための支援が求められています。

次に、【②性同一性障がい者などをめぐる取組み】ですが、性的マイノリティの人たちが、学校・職場などで差別的扱いを受けている問題があります。性の多様性を認めあうことや、偏見の解消に向けた啓発を行うことが必要であることから、以下の取組みを行ってまいりました。

市民意識調査によると、性的マイノリティの人に対する認識は年齢によって異なります。また、L G B Tに関する民間調査では、7. 6%の人がL G B T層に該当するという結果も出ています。

このような中で、近年、同性カップルをパートナーとして公的に認める「パートナーシップ制度」を導入する自治体が増えるなど、行政課題として性的マイノリティに対する取組みが広がりを見せています。今後はより一層、性的指向及び性自認を理由とする差別や偏見をなくし、当事者の思いに寄り添いながら課題解決に取組み、性の多様性を認め合える社会を築き上げていくことが必要です。

次に、【③犯罪被害者とその家族をめぐる取組み】ですが、犯罪被害者とその家族については、犯罪そのものによる苦痛に加え、マスメディアによる過剰な報道やプライバシーの侵害、また周囲からの誹謗・中傷などによって二次的被害を受けることがあります。このことから、以下の取組みを行ってまいりました。

国においてもさまざまな取組みが行われていますが、犯罪被害者の多くは、その置かれた状況や負担の重さから泣き寝入りせざるを得ず、その家族についても完全に守られているとは言えません。

本市としても、関係機関と協力して啓発を行ってまいりましたが、今後とも、取り組んでいく必要があります。

次に、【④その他さまざまな人権をめぐる取組み】ですが、その他の人権課題として、「アイヌの人々」「ホームレス」「刑を終えて出所した人」「北朝鮮に拉致された人々とその家族」に関わる問題などがあることから、以下の取組みを行ってまいりました。

ホームレスの問題については、市民意識調査で、ホームレス状態にある人を避ける傾向が強くみられることから、今後とも、偏見をなくし、地域社会の理解と協力が得られるような啓発を行うとともに、自立支援を図るための施策を行うことが必要です。

「アイヌの人々」「刑を終えて出所した人」「北朝鮮に拉致された人々とその家族」に関わる問題などについては、まだまだ正しい認識や理解がされているとは言えず、今後とも、啓発活動を効果的に展開し、関連機関とも連携して総合的に取り組んでいく必要があります。

また、この基本計画には掲載されていませんでしたが、この間、中学校における「いの

ちの教育」や、ひきこもりなど子ども・若者支援に係る取組み、生活困窮者に対する取組み、市民後見人の養成など、各課での業務に関するさまざまな人権課題にも積極的に取り組んできました。

このように、昨今では、人権課題が複雑・多様化していることから、現基本計画でも強調しているように、すべての人が個人として尊重され、市民的権利と市民的自由が保障・確立された地域社会を築き上げることが行政に求められていると言えます。

最後に、これまでご説明してきました総括の内容を、まとめて記載しております。

これらの総括を踏まえたと、今後とも、基本計画で提起された『自治体行政＝人権行政』『自治体職員の役割』『市民主体の市民参画による啓発活動の創造』という3つの視点を踏まえて、人権行政を市民とともに推進していく必要があります。つまり、権利教育によって人権に対する自己認識を深め、権利の主体としてエンパワーすること。そして、自治体職員については、自治体行政は人権行政であるという認識にたって行政運営を行って市民のさまざまな権利を保障し、市民においては、権利の主体として自ら人権教育・啓発活動を行うということが、引き続き重要であるとしています。

そして、これらの取組みに加え、社会的な視点として、個別人権課題の現状を正しく理解する、いわゆる差別の現実学ぶという基本的姿勢も不可欠であり、こういった具体的な個別人権課題からのアプローチについても重要であるとしています。

以上が、現基本計画の総括（案）になります。これらのことを踏まえまして、次期基本計画を策定していく必要があると思っております。

中島会長：ありがとうございました。資料2.「富田林市人権行政推進基本計画」の総括（案）に沿って、非常に詳しく事務局から説明をいただきました。説明が多岐にわたっておりますので、今からすぐにご意見をといってもなかなか出にくいと思います。少しだけお考えいただく時間をとっていただいて。その間に1点だけ気になったことがあるのですが、12ページの下から6行目。「外国人籍住民」と書いてありますが、これは「外国籍住民」ですよね。「外国人市民」は理解できるんですけども、「外国人籍住民」というのは理解できないので、そこだけ説明してください。

事務局：この部分につきましては、市民意識調査で同じ表現を使っていて、それをそのままここで同じ表現として記載したということです。

中島会長：この表現はどうなのでしょう。個人的には表現方法をご検討いただいたほうが良いと思います。それでは他の方々の、ご意見・ご提案がございましたら挙手をお願いいたします。

鶴岡委員：先ほどの総括の資料の9ページ、「(3) 女性をめぐる取組み」の文章の5行目、「また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などが社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとはいえない状況にあります。」というところの、「真に男女共同参画社会」という表現なんで

すけれども、その前の文章で女性に対する人権侵害の例をいくつか出されており、そのあとに「真に男女共同参画社会が実現されている」というふうになっているんですけれども、そこは「共同参画社会」というよりも、「真に男女平等が実現されている」とは言い難い」というふうに。「共同参画社会」を「平等」と書き換えた方が意味が通るのではないかと思います。

金委員：例えば12ページの「外国人市民をめぐる取組みについては、さまざまな事業により、概ね達成できたと考えられます。」概ね達成できたというのが、いろいろな分野でも出てくるのですが、これをどうとらえるかというのは、幅がすごく広いと思ひまして、確かに取り組んでおられると思うんですけれども。ちょっと個人的な感想になるのですが、こういうふうに書いてしまうことが「んー。どうなのかなあ」と受け取りました。他にももしかしたら詳しい表現や違う表現ができればいいのかと、当事者としましては、「概ねどのへんが達成できたんや」と問い返したい部分もありますので。他の分野に関してもけっこう書かれているんですけれども、それはまた取り方が違うかもしれないですが、そういう印象を持ちました。

中島会長：今のは、外国人市民をめぐる取組みの中の表現方法或いは認識についてのご意見ですね。

田村委員：金さんが言われたまず1点は、①から⑥までのところである程度達成できたということです。俗に、昔からの課題みたいな関係のものは概ね達成ができた。こういう総括でいいのかどうかは気になります。それから、「(2) 子どもをめぐる取組み」というところで、子どもの生活に関する実態調査を富田林市は非常に詳しく、大阪府と一緒にやっています。そのあたりがほとんど全く触れられてないですね。一番近々の調査ですから、そこは非常に気になります。意見は、この計画の見直しにあたって新しい局面というのは、2016年に部落差別解消推進法ができた。それからヘイトスピーチの関係の法律ができた。障がい者の関係の法律もできた。それより少し前に子どもの貧困の関係の法律が制定された。生活困窮者の関係で改正社会福祉法の問題も含めて、ここ5年ぐらいの人権と福祉にかかる関係の視点をしっかり押さえて、各論について明確に出さなければいけない。そういうことを計画の目安にして着手していただきたいと考えています。

中島会長：最近の状況の変化を踏まえていけばよいということですね。

山口委員：2ページ「(1) 基本的なあり方」のところで、「人権行政の意義、目的についての認識が行政内部に十分浸透していたとは言えません。その原因として、庁内で「人権」の概念について共通認識が十分持てなかったことと、「子ども」「女性」「障がい者」など個別の人権課題のみを「人権行政」ととらえる見方から脱却できなかったことが考えられます」とあってそれはそうだと思うのですが、職員として、自分とのかかわりや仕事と

のかかわりがどこで人権とつながっているのかというのが明確にできなかったのかという気がします。

2つめは8ページ「(2) 子どもをめぐる取組み」に関して、子どもの話を聞く、当事者の話を聞くということですね。チャイルドラインは富田林市の中でやっています。電話だけの対応が中心でこれまでやってきましたが、電話だけではなく、スマホやインターネットの時代だから、電話と共に、チャットで子どもと関わるということにだんだん変わろうとしていっています。チャットだと子どもからのアクセスの件数が増えたり、電話だとすぐに終わってしまうがチャットだと長くなるというようなことがあるので、そういう中でも子どもの現状が伝わってくる。IT関係やスマホの中で、誹謗中傷などいろいろなことが起こるので、スマホやパソコンの扱い方の講座の中に人権に関する視点を入れることが必要だと思います。14ページの性同一性障がいに関して、「にじいろホットライン」という電話相談を10年ぐらい前からやっていますが、性に関する相談の内容がかなり変わってきていて、個人にかかわる相談件数が増えてきています。一般論としてなかなか言えないような問題がいっぱい出てきていますので、そういうことをきちんと聞いていけるということが大事だと思います。

最後に、「市民一人ひとりが権利の主体としてエンパワメントすることが必要です」と書かれており、その通りだと思います。今、精神障がいに対する取組みをやっているのですが、イタリアには精神病院がない。精神病院の数が一番多いのは日本である。排除、隔離的な扱いをする、権利の主体としてそういうことをしている。イタリアで精神病院をなくしていく過程を描いたDVDを見ると、「一番大切なのは当事者の話を聞くことだ」と言われています。当事者の話を聞いて、その人がどういうところに追い込まれてどうなっているのかをしっかりと聞きながら、周りどんなふうに通じていけるのかを考える取組みが描かれています。人権に関わる案件に関しても、富田林市人権尊重まちづくり条例でも、そういうことを中心に考えていければよいと思います。

あと1点気になることがあります。「文化」という言葉が出てこないのですが、20年ぐらい前に、「国連人権教育の10年」の行動計画の中に「人権文化の花を咲かせましょう」がスローガンとしてありました。人権文化、価値観などをいろいろなところで育てていく、作っていくということは、当事者の話を聞いてやっていく際に、排除するのではなく、どうすれば一緒にやっていけるのかを考える場を作っていくにしても、お互いの価値観を話せる場として、人権文化をどんなふうに通じていくのかに繋がっていくと思います。できれば「人権文化」という言葉をキーワードの一つとして考えていただきたい。

中島会長：他にご意見・ご提言はございませんか。

辰巳委員：「2. 人権行政の推進について」ということで、基本的なあり方、総合的かつ効果的な推進体制などを書いていただいています。具体的に富田林市では、第三者から本人の戸籍や住民票の請求があった場合「本人に通知する」という、登録型本人通知制度をやっています。昨年この制度は少し変わりました。これまで期限がありましたけれども、富田林市の住民である場合は、異動しない限りこの制度が一度登録されれば続くという制

度に改正されました。具体的な推進体制もいいのですが、こういう制度の面でも少し書いておくべきではないかと感じましたので、1点申し上げたいと思います。

伊東委員：先ほど金委員からご指摘があったかと思いますが、「概ね達成できた」とか、他にも「ある程度達成できた」とか、そういった曖昧な表現になってしまう原因の一つというのが、「評価自体が曖昧である」ということに尽きるのではないかと思います。これまでの、実施計画に落とした段階で、評価がバラバラですよ。普通、目標設定は5つのポイントがあり、SMARTの原則という言い方をします。Sはスペシフィック、具体的に。Mはメジャーラブル、測定可能な。Aはアチーブブル、達成可能な。Rはリレイテッド、経営目標に関連した、Tはタイムバウンド、期限設定をするということですがけれども、特に最初の3つがちょっと弱い。具体的な、測定可能な、達成可能なという部分が、実施計画段階に落とした時にしっかりやっておかないと、あとで検証した時に曖昧な評価しか出てこない。こういうことのないように次からは気をつけてもらいたいと思います。そうしないと、何がどれだけ改善しているのかが分からないので、よろしくお願いします。

鶴岡委員：総括を読むと、いろいろな部門やそれぞれの項目別にやっていく内容、働きかけていく内容について総括されているのですが、この人権尊重のまちづくり審議会の、審議委員に対する研修というものが必要ではないかと思えます。というのも、皆様それぞれいろいろな人権に関わる活動や団体で、それぞれの認識はお持ちだと思いますけれども、2016年には、先ほど田村委員がおっしゃったように障がい者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法が制定されており、その前にもいろいろな法律が制定されてきています。やはり「審議会委員の皆さんが共通認識を持ったうえで富田林の人権施策について議論できるように」ということで、少なくとも新しい法律が制定された時には学習の機会とし必要な資料の提供、情報の提供、時間がとれるということであれば、講師を呼んで研修会をしていただきたい。他の審議会を見てみると、年に1回ぐらいは審議会委員に対する研修だとか、視察もされていると聞きますので、特に人権に関わるこの審議会の委員さんの認識を高めていく、そして共通認識を持っていくという意味では、研修も必要ではないかと思えます。ぜひ検討をお願いしたいと思えます。

中島会長：6人の委員からさまざまなご意見・ご提言をいただきました。これらは次期の基本計画に反映させるためのご意見・ご提言だと理解しております。事務局から「この点については、今お答えしておいたほうがいいのではないか」というものがございましたらおっしゃってください。具体的に「これについてこんな答えがほしい」というようなものはなかったように理解しておりますがどうでしょうか。

事務局：いろいろなご意見いただきました。今、総括にあります各事業で「達成できた」という表現については違う表現ができるかどうかこちらのほうで検討していきたいと思えます。今後「こういう視点を入れていくべき」という基本計画に盛り込んでいくべき視点もい

ただいたかと思しますので、次期基本計画に反映させていきたいと思ひます。ただ、「近年5年ぐらゐの動きの状況をもう少しお伝えしてはどうか」というご意見につきましては、そういった視点を盛り込んだ形で総括に記載していきたいと思ひます。

中島会長：まだまだご意見やご提言はあるかと思ひますが、次にいかせていただきます。

次は、「第2次富田林市人権行政推進基本計画」骨子（案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：今回、ご提示させていただきました「骨子案」は、総括の内容をもとに、事務局案として提示させていただいたもので、この章立てで決定しているものではありません。次期基本計画の構成をイメージするものとして見ていただければと思ひます。

構成としましては、第1章から8章まで細かく章立てしていますが、現基本計画と比較しますと、第1章と第2章の内容を膨らませておひまして、特に、第2章の「人権を取り巻く情勢」については、近年、さまざまな法律等が成立するなど、めまぐるしく社会情勢が変化しておひますので、前回よりも内容を膨らませたいと考えておひます。

また、第3章につきましては、現基本計画の総括と、昨年度実施しました市民意識調査の結果、また本市に関する各種データ等から、本市の現状と課題を記述いたします。

そのうえで、第4章から6章までは、基本的に、現基本計画の基本方針や人権行政のあり方、人権教育・啓発の取組み内容は継承し、また、時代に応じた新たな視点や課題、取組みの方法など記載すべき事項があれば、追加で記載していきたいと考えておひます。第5章の「人権行政の推進」と第6章の「人権教育・啓発」の推進については、現基本計画では、それぞれ基本的なあり方と今後の取組みが分割されて記載しておひしましたが、今回、主旨はそのままに、それらを一つの章としてとりまとめてお伝えしようと思ひておひます。

次に、第7章の個別の人権課題については、基本的には大きな変更はございませんが、10年前と比べると、性的マイノリティに対する課題や認識が高まっておひますので、この課題については、今回は別途、大きな項目として記載していきたいと考えておひます。それ以外の各課題については、従来からの課題に加えて、新たな課題がある場合については、当然のことながら記載していくつもりでございます。

また、その他の人権課題としましては、近年、ホームレスの問題や東日本大震災に起因する人権侵害、北朝鮮による拉致問題、またユニークフェイスなどさまざまな人権課題がありますので、これらについても記述していきたいと考えておひます。

そして、最後に、第8章として「推進体制と進捗管理」ということで、次期基本計画についても、現計画で実施している各課の「気づきチェックシート」のようなものや、事業の実績報告書などで計画の進捗状況について把握する必要がありますので、それらを踏まえた内容にしたいと考えておひます。

以上の各項目の具体的な内容については、今後の進め方にはなりますが、本審議会からご意見やご提案等をいただき、また、市としても、庁内会議である「人権行政推進会議」を随時開催して各課から意見をもらいながらこれらの内容を詰めていきたいと考えてお

ります。

中島会長：この骨子案の方向性は、現基本計画を踏襲したものであり、中身については本審議会からの提案と最近の社会情勢や現基本計画の総括、意識調査の結果等も踏まえて策定していくということですが、骨子案に対するご意見でも結構ですし、できれば次期基本計画の方向性、「全体としてこのような視点を盛り込んでほしい」、「このような計画にしてほしい」など、個別の具体的な要望ではなく、計画全体に関わるような建設的なご意見を皆さんからうかがいたいと思いますが、いかがでしょうか。

田村委員：「今、現状はどうか」ということに加えて、例えば大阪府下全体と、富田林市で独自に子どもの生活に関する実態調査を実施し、「どういう現状があるか」を把握する。大阪府は約200の子ども施策に関わる見直しに着手し、2018年度から具体的にそのことを実行に移すという方向を出したわけです。現状把握をして方向を出すのは基本だと思います。例えば子どもの生活に関する実態調査は子ども施策に反映されなければいけないし、先ほど私が意見を言ったところにも入れてやらなければいけない。また、先ほどの鶴岡委員の話もそうですが、同時に分析の結果をみんなで一定共有する必要があると思います。富田林市の子どもの調査からこのような総括や課題、方向が見えてきたということ等を含めて出したりすることも必要でしょう。今日、企業人権協議会の総会に出席されていた約20名の方に「部落問題の学習を兼ねて同和地区のフィールドワークや現状というような学習に参加したことのある方はいますか。」という質問をしたら、誰も手が上がりませんでした。部落問題も短い1ページで書かなければいけないぐらいですからこういう形になるのかもわからないけれど、限界水位を遥かに超えた貧困の問題も課題としてあります。また、生活保護率でいうと、富田林市は3%いくらかいかないかで大騒ぎをしているけれども、同和地区の場合15%から20%は下らないという状況がずっと続いています。また、公営住宅の入居についても、はるかに高い率であるということが前提で、部落問題に対する今後の方向性みたいな建設的な議論をしていただきたい。例えばこの文章の中にも「若年層の部落問題に対する認識が非常に弱くなっている」と書いてありました。具体的に言えば、例えば20歳代の同和問題に対する認知度は50%です。片や一番高い認知度を示している率は50歳代の80%で、約30ポイントのずれがあります。でも、15の質問項目のうち、人権の10項目では20歳代がトップになっています。これは、5つのうちの4つの項目でもほとんどほぼ一緒であり、それを見ると、この15年間の人権学習に関して、部落問題を除く他の分野についてはそれなりに広がりがあります。そういう意味では、2000年に人権問題啓発法ができて、「さらに取組んでいこう」とか、文科省も力を入れて研究者会議を立ち上げて、さらに2016年度から新たに研究者会議を立ち上げて人権教育同和教育の方向性を出し合おうとしているという状況の中で、大阪府下の小中高の積み上げがものすごく極端に落ちているということが、府民の意識調査で明らかになっています。調査や現状認識の上で言うと、「では、部落問題に関わる環境の現状はどうか。」ということ等も含めて市が単独でやれるかやれないかという問題もありますが、そういうことの必要性

の部分で方向性の中に明確に位置づけたい。2016年の法律を経て、同和行政協議会としては、これからの部落問題の解決に向けた施策については、新たに同和行政協議会で方向性を出していただくことが必要ではないかと問題意識をもっています。そういう意味では、調査から見えてきた課題を的確に反映できるようにみんなで認識を共有し、計画の中に明確に位置づけるということ等も含めてやっていただきたい。

中島会長：具体的なお提案、ご提言だと思います。先ほどの「研修会を設定してはどうか」というのも具体的なご意見だと思います。本日はさまざまな観点から具体的なご提案をいただいておりますので、次回の審議会に向けて、事務局にはご意見やご提案をしっかりと踏まえていただきたいと思います。

田村委員：8ページは少し補足していただけますか。

事務局：はい。

田村委員：富田林市は近々に子どもの生活に関する実態調査をやっていますが8ページの部分には全く入っていません。

中島会長：8ページの具体的な表現、中身についてどうですか。

事務局：子ども生活実態調査で、富田林市の課題なども出ていますので、「新たな課題」ということで子どもをめぐる取組み以外の項目についても補足していきたいと思います。

金委員：計画の中にも総括の部分が入ると思うのですが、この10年間で制度や事業として進められたり、新たに設けられたりしたものを具体的に記述していけばよいと思います。漠然としたものを少し具体的にするために、何ヵ年かの計画を立てる時には、「どういうものをいつまでにする」という努力目標を掲げていただくほうがよいと思います。10年分の課題達成度のところでは、この10年間で何が進んだのかがわかりにくいので、「何が制度化された」、「何かの事業に取り組むようになった」、「そこから何か生まれた」など、具体的に計画を立てていただきたい。

松本委員：具体的にどういう施策が進捗したのかを確かめることは、とても大事だと思います。加えて、次期の基本計画についても基本軸は前回と同じ方向で進めていただきたいと思います。また、先ほど山口委員がおっしゃった「市の職員の人権認識が深まらない」というのは、結局、「自分との関わりという観点が薄いのではないか」ということを指摘されたと思います。人権という問題をどうとらえるかということについては万人に共通した課題だと思うのですが、特に、前回のまちづくり審議会の答申の中でも、人権について一応基本的なことは言及されていますが、その基本となるのは、憲法13条の「すべて国民は個人として尊重される」という条文に集約されています。個人として尊重され

るということは、前提は無条件の個人ということで、いろいろなカテゴリーに分けないということが原則であり、だからこそ第14条で「法の下での平等」が謳われているわけです。加えて、では「個人として尊重される」ということはどういうことなのか、ということについて深めていく必要があると思うのです。具体的に言うならば、市民的自由や市民的権利の主体として、自分は日常生活の中で本当に暮らしているのかという問題意識が大切だと思うのです。市民的自由から考えると、自分は個人としてどのように考え、どのように決定し、どのように行動しているか、という自分への問いかけが大切だろうと思います。最近のニュースで、日大のアメリカンフットボール部の悪質なタックル事件が連日報道されていますが、ある民放局のコメンテーターが、「この事件は日本社会の構造的な問題であり、私達一人ひとりもタックルをしてしまった選手のように、決断を迫られる立場に何時追い込まれるか分からないと思う」と発言し、「そのような状況下で、その時自分はどう自己決定するのかということが問われる問題だと思う」とも発言していました。私はこの指摘はとても重要だと思うのです。つまり、人権問題の基礎というのは、自分自身が自由と権利の主体としてどのように自覚し、行動するのかということに尽きると思います。したくないこと、してはいけないことを、はっきりと「NO!」と言うことは、「思想・良心の自由」であり、人権の根本です。同和対策審議会答申にははっきりと書かれているように、職業選択の自由や結婚の自由を奪われるというのは差別です。差別というのは自己決定している個人の尊厳ある人格を否定されることです。つまり、自分の自由意思で自己決定したことをないがしろにされることは差別ですよ。人権啓発を進めていくためにも、個別の差別の実際の状況から、「人権というのは一体何なのか。お互いに共有して大事にしなければいけないのは何か」ということを認識して深めていくことが本当に大切だと思います。そういう意味では、富田林市の最初の方向性は、私は間違っていないと思いますし、今後も自治体の中で、特に山口さんがおっしゃったように、どういう観点で自分を人権の主体として見るか。また、自分の業務を人権保障の観点でどうとらえるか。これは憲法の諸条文と私的な自分と公務員としての自分との関わりです。このように、私は今、リアリティのある憲法教育がさらに必要になっている時代ではないかと思っているのですが、それが本当にどれぐらい小中学校で行われているのか、実効性のあるものが行われているかどうかとも問われなければならないという気がしています。ですから、この基本方針については、事務局が一応提案された方向で進めていただきたいと思います。

中島会長：お手許の参考資料3を見ると、今年度は今回を含めて合計4回の審議会が開催されるということで、次回は「次期基本計画の素案についての検討」ということになっています。まだまだご意見はあると思いますが、「これは」というご意見をお考えいただき、次の審議会でご提言をお願いします。

金委員：平成30年度の実施事業の20ページを見ていただきたいのですが、健康づくり推進課が実施される事業について、趣旨は、「外国にルーツがある子ども向けにも健診など見守りをしている」と書かれているのはわかるのですが、特に「外国にルーツをもつ子ども」

が出てこないんですね。「虐待児等」の「等」に入っていると思うのですが、せつかく意識して取組んでくださっていて“●”になっているので、これを「外国にルーツのある幼児」に変えていただきたいと思います。

中島会長：これも素案に盛り込む際の大事な観点だと思しますので、よろしく願いいたします。もし、ご意見がございますようでしたら次回の会議でお示しただけたらと思います。事務局には、本日各委員からいただいたご意見を踏まえていただきますようお願いいたします。これで本日の案件はこれで終了いたします。次回以降の日程等については、事務局からご説明をお願いします。

事務局：今後の審議会の大きなスケジュールについてお伝えさせていただきます。今年度の審議会は、次期基本計画の答申をいただくということで年4回の開催を予定しております。開催日は別紙のスケジュールにある通りでございますが、多少前後する場合もあるかと思しますのである程度の目安として考えていただければと思っております。ちなみに、次回は8月の開催を予定しております。最終は来年の2月の任期満了前に「答申」という形でまとめたいと考えております。次回は、今回いただいたご意見を十分理解して取り入れていきたいと思っております。次回の審議会で、素案という形である程度のたたき台を提示させていただければと思っておりますので、その際には本日同様にご意見いただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

中島会長：ありがとうございました。では、以上をもちまして、本日の審議会を終わらせていただきます。次回もよろしく願いいたします。長時間、ありがとうございました。